

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、市営住宅への入居（同居）を可とする。	○			建築課 0566-71-2240
住民票の続柄を「縁故者」に	世帯主とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合、世帯主との住民票の続柄を「縁故者」として登録できる。	○			市民課 0566-71-2268
安城市結婚新生活支援補助金	これから夫婦等として新生活をスタートさせる世帯を対象に、結婚等に伴う新生活に係る費用の支援を行う。 ※婚姻届等提出日や婚姻届等提出日における年齢、夫婦等の所得を合算した額などの一定要件を満たす必要あり	○			こども課 0566-71-2292